

# 前橋市立大胡中学校 部活動に係る活動方針

令和8年4月更新

## 1 目的

部活動は教育活動の一つとして、生徒がそれぞれの興味・関心や特技を生かし、互いに協力しながら自主的、自発的に活動し、自己の個性や能力を伸ばすことを目的とする。

## 2 本年度の部活動

### (1) 部活動の種類について

運動部10部、文化部3部を設け、各部に部長1名、副部長若干名をおく。

【運動部】 軟式野球 バasketボール（男女） バレーボール（男女） 新体操 サッカー  
ソフトテニス（男女） 卓球（男女） 陸上競技（男女） 柔道（男女） 剣道（男女）

【文化部】 吹奏楽 美術 ボランティア

【休部】 ソフトボール 水泳（男女）

### (2) 活動日及び活動時間について

#### ① 週当たりの休養日の設定

・土日のいずれかと水曜日、会議のある月曜日は休養日とする。（詳細は各部活動ごとによる）

※ 大会への参加や日曜日の大会参加に備えた練習により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

#### ② 長期休業中の休養日の設定

・土日のいずれかと平日1日。夏季休業中における完全休業日、及び冬季休業中の12月29日～1月3日は休養期間とする。

※ ただし、全国大会参加により、やむを得ず夏季休業中における完全休業日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

#### ③ 活動時間

活動時間は、合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度とする。

16:30 開始として	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
通常終了時刻	17:30	18:00					17:30	17:00			17:30	
延長終了時刻	18:00	18:30					18:00	17:30			18:00	

※ 延長については、顧問あるいは副顧問が指導できる場合に限り実施できる。また、市レベル以上の中体連大会等の2週間前からに限り延長することができる。

※ 1年生は、大会やコンクールなどに出場する場合を除き、原則として6月1日から延長部活動に参加できるものとする。

※ 11～1月に社会体育館、総合グラウンドなど学校外で活動する部活動は、延長することができる。

#### ④ 朝練習

原則として行わない。ただし、放課後の活動時間が十分確保できない場合は、行うことができる。朝練習を行う場合は、以下のとおりとする。

・通常の練習と合わせて、2時間程度とする。・保護者の理解を得て、希望者のみの参加とする。

・活動時間は、7:30～8:00とする。

・期間限定の駅伝部の活動については、他種目の部活動と重複して参加することが多いことから、朝練習を実施する。（授業日：30分程度、休日：1時間程度）駅伝練習参加者の所属する部活動顧問は、体調に注意を払い、オーバーワークにならない配慮をする。

## 3 経費

- (1) 活動に当たる経費を生徒会費から補助する。
- (2) 各部において部費を徴収する場合もある。その場合、金額の決定及び管理は、保護者が行う。

#### 4 部活動への入部・退部・休部・廃部

##### (1) 入部について

- 入部は任意とする。
- 生徒は、それぞれの興味・関心や能力に応じ、自分が入部を希望する部の活動内容・必要経費などを十分に調べ、保護者の同意を得て入部する。
- 入部に際しては、入部届に必要な事項を記入し、担任及び顧問に提出する。前年度の部活動の継続を希望する2年生・3年生については、年度当初に継続届を提出するものとする。
- 新体操部に入部できる生徒は、女子とする。
- 新入生に対しては、4月中に部活動見学及び仮入部の期間を設ける。

##### (2) 退部について

- 退部に際しては、保護者の同意を得た後、退部届に必要な事項を記入し、担任及び顧問に提出する。

##### (3) 休部・廃部について

- 部が活動困難な場合や活動していない状況が続いていると判断された場合は、職員会議の決定を経て休部・廃部とする。
- 活動している部員数が、個人種目にあたっては5人未満、団体種目は競技成立人数以下の状態になった場合、その年度は部活動を継続し、翌年度条件付き（休部の可能性もある）で新入部員を募集し、前述の人数に満たなかった場合には休部とする。他校と合同で実施が可能な場合にはこの限りではない。
- 休部の状態が2年続いた場合、その部を廃部とする。

#### 5 定期テスト前の活動停止期間

	1 学期	2 学期	3 学期
期末テスト	一週間	一週間	一週間

※ ただし、大会等に出場の必要がある場合は、考慮することがある。

#### 6 安全管理と事故防止

##### (1) 事故防止の留意点

- 各部員の発達段階、体力等を把握し、無理のない練習となるよう留意するとともに、部員の体調の確認、施設・設備・用具等の定期的な安全確認に留意する。
- 事故発生時及び未然防止の対応として、職員研修を実施するとともに危機管理マニュアルの見直しを随時行う。

##### (2) 熱中症事故の防止

- 「熱中症予防運動指針」（日本スポーツ協会）や暑さ指数（WBGT）等を参考に、気象庁の高温注意情報等が発せられた場合は、屋外の活動を原則として行わないようにする。
- 練習中のこまめな水分補給と休養に心がけるとともに、「早寝・早起き・朝ご飯」など生活習慣の指導を徹底する。

#### 7 その他

- (1) 活動は、制服及び学校指定の体育着又は各部のユニフォーム等で行う。
- (2) 部の休部又は廃部、休部中である部の活動の再開については、職員会議及び生徒総会で承認を得る。
- (3) 部活動の地域展開については、スポーツ庁、群馬県教育委員会、前橋市教育委員会の方針を受けて地域展開を進める。